

融資制度をご利用できる方

1. 山形市内で事業を営んでいる中小企業者及び組合の方。
※「製造業等立地促進資金」は県外企業、大企業も可
2. 山形県信用保証協会の保証の対象となる業種を営んでいる方。
3. 市税等を完納している方。
4. 融資の返済の見込みが確実な方。
5. 許認可を必要とする事業の場合、その許認可を受けている方。

上記以外に、各融資制度により条件がありますので、ご注意下さい。

中小企業とは

業種	資本金	従業員
下記以外の業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業	3億円以下	300人以下
情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下

- 資本金か従業員のうち、どちらか一方が適合していれば対象となります。
- 事業協同組合等も中小企業者となります。

申込窓口 下記の金融機関の窓口にお申込みください。

●山形銀行 ●荘内銀行 ●きらやか銀行 ●山形信用金庫

※「工場等集団化経営安定資金」については、商工中金が窓口となります。

※「製造業等立地促進資金」、「サービス業等立地促進資金」については、商工中金と米沢信用金庫も窓口となります。

融資を受けるまでの流れ

新たな事業の計画

どのような事業を計画しているのか、そのための資金をどのように調達するかについてまとめます。

金融機関へ融資の相談

事業の内容について取り扱い金融機関の担当者にご相談ください。
その際に、融資条件(返済期間、担保など)や必要な書類等についてもご相談ください。

申し込み

山形市(産業政策課)に申請書と必要書類を提出します(様式については産業政策課のホームページからダウンロードできます)。

※信用保証協会の保証制度を利用する場合は、事前に信用保証協会の内諾が必要になります。

審査

申請書が提出されると、市が定めた一定の条件を満たすかどうかの審査を行います。

認定書の交付

審査の結果、条件を満たすと判断された場合に認定書が交付されます。

融資(金融機関)

認定書が交付されると、取り扱い金融機関にて、市が定めた融資条件により融資を行います。

中小企業の皆様へ

山形市中小企業融資制度のご案内

令和7年度版



地域の力、
応援します。

山形市が金融機関に融資の原資を預け入れることで、長期かつ低利な融資を実現しています。

また、信用保証協会にお支払いいただく信用保証料の一部を支援しています。



お問合せ先

山形市商工観光部
産業政策課

〒990-8540 山形市旅籠町二丁目3番25号 山形市役所6階
TEL:641-1212 内線886・416
URL:<https://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp/>

融資制度について



製造業等立地促進資金について



その他、山形市で実施している「中小企業人材養成事業費補助金」や「見本市等出展支援事業費補助金」等の中小企業支援制度についての詳細はHPをご覧ください。



融資・保証制度一覧表

資金名	融資を受けられる要件 ※1	融資限度額	年利率 ※2	保証料(%) ※3※4		期間		資金使途	申込先
				企業負担(市補給)	負担割合 ※5	設備資金(据置)	運転資金(据置)		
産業振興資金	市内に法人または個人の住所および全従業員の7割以上を占める事務所等を有している方	運転資金 100万円～3,000万円 設備資金 100万円～8,000万円	設備資金 1.5% 運転資金 1.7%	0.144～0.608 (0.27～1.14)	本人：3.2割 市：6割 その他：0.8割	15年以内 (2年以内)	7年以内 (2年以内)	設備資金 運転資金	市 (産業政策課企業支援係)
経営支援資金	市内に法人または個人の住所および全従業員の7割以上を占める事務所等を有しており、以下のいずれかの要件に該当する方 ①最近3か月間（合計）の売上高または売上総利益が前年同期に比べ5パーセント以上減少している方 ②最近3か月間（合計）の売上高に対する売上原価又は販売費及び一般管理費の割合が前年同期に比べ増加している方 ③最近3か月間（合計）の売上総利益率または営業利益率が前年同期に比べ減少している方 ※信用保証協会の借換保証制度を利用する場合は、借換資金としても使用可能です。	運転資金 100万円～4,000万円	2.1%	0.27～1.14 (0.18～0.76)	本人：6割 市：4割 その他：なし	—	10年以内 (2年以内)	運転資金	
中心市街地活性化支援資金	商店会への加入、商店会が行う地域振興に関する事業への協力等により、相互に活力ある地域社会及び地域経済の実現に努めることに同意いただける方で、以下のいずれかの要件に該当する方 ①「山形市中心市街地活性化基本計画」で定める区域内に新たに事務所または店舗等を設置しようとする方 ②「山形市中心市街地活性化基本計画」で定める区域内で事業を営んでいる方 ※①②に該当する場合であっても、公共事業等による補償等が伴う場合は、対象となりません。	設備資金 100万円～4,000万円	1.3%	0.144～0.608 (0.27～1.14)	本人：3.2割 市：6割 その他：0.8割	10年以内 —	—	設備資金	
特定創業支援資金	産業競争力強化法（平成25年法律第98号）における市区町村の創業支援事業計画による特定創業支援事業（※6）の支援を受け、市区町村長の証明を受けた方で、以下のいずれかの要件に該当する方 ①事業を営んでいない個人で、市内で6カ月以内に新たに事業を開始する具体的な計画のある方 ②事業を営んでいない個人で、市内で事業を開始した日以後5年を経過していない方 ③事業を営んでいない個人により市内に設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していない方	100万円～2,000万円	1.1%	0 (0.9)	本人：負担なし 市：9割 その他：1割	10年以内 (2年以内)	—	運転資金 設備資金	
製造業等立地促進資金	以下のいずれかの要件に該当する方 ①山形北インター産業団地、山形中央インター産業団地、蔵王産業団地、蔵王みはらしの丘（産業エリア）、西部工業団地、立谷川工業団地、立谷川西工業団地に進出しようとする方 ②地域未来投資促進法に基づく山形県ものづくり分野基本計画において設定された重点促進区域に進出しようとする方 ③山形市都市計画マスターplanに位置付けられた市街地内工業地に進出しようとする方 ※山形県商工業振興資金（産業立地促進資金）との協調融資となります。 ※市の予算措置が必要であるため、事前協議が必要になります。	20億円以内	1.35 1.1% (変動金利)	0.144～0.608 (0.09～0.38)	本人：3.2割 市：2割 その他：4.8割	20年以内 (3年以内)	15年以内 (3年以内)	設備資金 運転資金	県及び市 (産業政策課企業誘致係)
サービス業等立地促進資金	アルカディアソフトパーク山形に進出しようとする方	5億円以内							
工場等集団化経営安定資金	工場集団化事業を行なった組合で、経営基盤の安定と組合員の経営の合理化、近代化を図る組合	組合8,000万円以内 組合員4,000万円以内	組合転貸 短期1.0%以内 長期1.3%以内 (直貸) 短期1.3%以内 長期1.6%以内	—	—	—	5年以内	別途、お問い合わせください。	市 (産業政策課企業支援係)

※1 取り扱い金融機関の定めるところにより、担保及び保証人が必要な場合があります。

※2 市場金利の動向等により、利率は変更になる場合があります。

※3 保証料率は企業の経営状況等により異なる場合があります。

※4 保証料の上乗せで経営者保証が不要となる「事業者選択型経営者保証非提供制度」の要件を満たし利用する場合、所定の保証料に0.25%または0.45%上乗せ（企業負担）されます。

※5 保証料の負担割合は利用する保証制度で異なりますので、ご照会ください。

※6 山形市の特定創業支援事業は、山形市が実施する「創業ゼミ」、（公財）やまがた産業支援機構が実施する「創業塾」、「創業相談」、山形商工会議所が実施する「創業セミナー」、「創業相談」です。

山形県が実施している商工業振興資金制度については、HPをご覧ください。
(山形市で保証料の一部を補給しています。)

